

小郡三井医師会
救急災害医療担当理事 田中 英二
会長 島田昇二郎

今後の休日医療体制についてのアンケートご回答のお願い

会員の皆様におかれましてはコロナ禍に対応される日々のご尽力に感謝申し上げます。
昨今 Covid-19 の蔓延にて 2 回目の緊急事態宣言が発出され、新規患者数の減少傾向はあるものの重症者多数にてまだまだ予断を許さない状況が続いており、行動自粛が常に求められ、これまでの生活様式を一変させただけでなく、我々の日々の診療にも大きな影を落としております。

さて休日診療センターの出務に関しましてはこれまで内科系の先生方に輪番でお願い致しておりましたが、センターでの発熱者の取り扱い（動線や厳格な隔離等）や検査態勢（インフルエンザ抗原検査 Covid-19 関連検査等）を現状で対応することが難しく、今後の対応を理事会でも複数回検討いたしてまいりましたが、休日診療センターでの業務を断念せざるを得ないとの結論に至り、本年 6 月をもって休日診療センターは廃止の方針で検討いたしております。そこで代替案として現在、休日在宅当番医の実施に向けて具体的な検討を行っております。

理事会にて対象医療機関について重ねて検討いたしましたところ、現在特定健診に参加して頂いている医療機関を対象にするのが妥当であるとの結論に至り、病院群 5（嶋田病院 神代病院 協和病院 聖和記念病院 丸山病院）

診療所群 28 を対象医療機関とすることを想定しております。

なお、休日在宅当番医の対象期間は 12 月から 2 月までのいわゆる感冒流行期の日祝日、年末年始（12/31-1/3：年により多少の増加あり）を予定致しております。

またすでに小児科休日診療をなさっていらっしゃる小児科の会員の先生方や広域圏当番医を担われている耳鼻咽喉科や眼科の会員の方、精神科での当番医を担当されている 2 病院（本間病院 蒲池病院）は今回の休日当番医の対象から除外させていただきますことをお知らせいたします。

診療所群 28 施設の先生方で、休日在宅当番医として協力できない場合は、病院群 5 施設に協力いただいて、病院に休日当番医として出務していただきます。

なお会員間の公平性を保つためにも、休日当番医に参加されない会員の方には出務を伴うような事業（例えば Covid-19 集団予防接種への出務とか乳幼児健診の出務とか**介護認定審査会等**、）などへの参加頻度を増やす等、相応のご負担をして頂くように考慮することといたします。

そこで、休日在宅当番医について皆さまのご意見をお伺いいたしたいと存じます。

以下に該当するところに○をされるか、その他ご意見がございました場合は

⑤以下の余白にご回答をお願い申し上げます。

- ① 休日在宅当番医に協力します。
- ② 休日在宅当番医は困難にて年末年始の病院群での出務をします。
- ③ 休日在宅当番医は年末年始だけは無理です。
- ④ 休日在宅当番医も年末年始の病院群での出務も困難です。
- ⑤ その他 ご意見がございましたら下記に是非ご記載下さい。

上記ご記入の上

小郡三井医師会 FAX：73-1559 までご回答お願い申し上げます。

回答期限：3/12